

## 国の農林水産政策の動き

時期	内 容
令和 4 年 10 月 ～	<p><b>食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 (R4. 10～)</b></p> <p>農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会に食料・農業・農村基本法を検証する部会を新設。令和4年10月以降、月2回ほどの頻度で議論を進め、1年ほどで一定の結論をまとめると予定。各回で、以下のテーマを設定し、令和5年5月に中間取りまとめを行った。今後は地方意見交換会などを経て、法改正案の令和6年通常国会提出を目指している。</p> <p><b>【各回テーマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回(R4.10.18) : 食料の輸入リスク</li> <li>第2回(R4.11.2) : 国内市場の将来展望と輸出の役割</li> <li>第3回(R4.11.11) : 国際的な食料安全保障に関する考え方</li> <li>第4回(R4.11.25) : 人口減少下における担い手の確保</li> <li>第5回(R4.12.9) : 需要に応じた生産</li> <li>第6回(R4.12.23) : 食料安定供給のための生産性向上・技術開発</li> <li>第7回(R5.1.13) : 持続可能な農業の確立</li> <li>第8回(R5.1.27) : 農村の振興</li> <li>第9回(R5.2.10) : 備蓄、食品安全・食品表示、知的財産</li> <li>第10回(R5.2.24) : 今後の展開方向（基本理念）</li> <li>第11回(R5.3.14) : 今後の施策の方向（食料）</li> <li>第12回(R5.3.27) : 今後の施策の方向（農業）</li> <li>第13回(R5.4.14) : 今後の施策の方向（農村・環境）</li> <li>第14回(R5.4.28) : 今後の施策の方向（基本計画等）</li> <li>第15回(R5.5.19) : 中間取りまとめ（案）</li> <li>第16回(R5.5.29) : 中間取りまとめ</li> </ul>
令和 5 年 4 月	<p><b>人・農地プランから地域計画へ (R5. 4)</b></p> <p>これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきたが、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。</p> <p>このため、(1) 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、(2) それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、改正基盤法が令和5年4月1日に施行された。</p>
6 月	<p><b>骨太の方針を閣議決定 (R5. 6)</b></p> <p>令和6年度の予算編成や政策の指針となる骨太方針の柱に、「食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進」が据えられた。</p> <p>適正な価格転嫁を促進する仕組の検討や農業者の経営安定に取り組む方針が明記され、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大が掲げられている。</p>
7 月	<p><b>畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針の公表 (R5. 7)</b></p> <p>世界の動物衛生の向上を目的とする国際獣疫事務局(OIE)の勧告において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう」と定義されている。</p> <p>畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるOIEコードにより示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていく必要がある。</p> <p>このため、家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」(飢え・渴きからの自由、不快からの自由、痛み・負傷・病気からの自由、本来の行動がとれる自由、恐怖・抑圧からの自由)の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針が示された。</p>